

天理市告示第244号

家庭児童相談室設置要綱（昭和41年4月天理市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

天理市長 並 河 健

題名中「家庭児童相談室」を「家庭児童相談・女性相談支援室」に改める。

第1条中「推進」の次に「及び困難な問題を抱える女性の福祉の増進」を加え、「家庭児童相談室」を「家庭児童相談・女性相談支援室」に改める。

第2条中「家庭児童福祉」の次に「及び女性の福祉」を加える。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 女性相談支援員

第3条第2項を削り、同条第3項中「事務を行う」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。